

令和4年度における中国地区の下請法の運用状況等について

令和5年6月14日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,624名（製造委託等^(注1)2,273名、役務委託等^(注2)1,351名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者14,104名（製造委託等9,179名、役務委託等4,925名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	中国	全国	中国
令和4年度		70,000	3,624	300,000	14,104
	製造委託等	37,993	2,273	176,799	9,179
	役務委託等	32,007	1,351	123,201	4,925
令和3年度		65,000	3,190	300,000	13,100
	製造委託等	37,280	2,089	169,318	8,352
	役務委託等	27,720	1,101	130,682	4,748
令和2年度		60,000	3,100	300,000	13,100
	製造委託等	36,128	2,076	196,879	8,376
	役務委託等	23,872	1,024	103,121	4,724

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は486件（製造委託等341件、役務委託等145件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが483件（製造委託等338件、役務委託等145件）、下請事業者等からの申告によるものが3件（製造委託等3件、役務委託等0件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は487件（製造委託等341件、役務委託等146

件)であり、このうち484件(製造委託等339件、役務委託等145件)について違反行為の改善を求める指導(違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。)の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

区分 年度		新規着手件数 ^(注)				処 理 件 数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	中国	483	3	0	486	0	484	484	3	487
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	中国	338	3	0	341	0	339	339	2	341
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	中国	145	0	0	145	0	145	145	1	146
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	中国	489	5	0	494	0	488	488	2	490
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	中国	320	4	0	324	0	320	320	2	322
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	中国	169	1	0	170	0	168	168	0	168
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	中国	463	2	0	465	1	461	462	5	467
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	中国	326	2	0	328	1	327	328	2	330
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	中国	137	0	0	137	0	134	134	3	137

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況(第3表参照)

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で830件となっており、このうち、製造委託等に係るものが593件、役務委託等に係るものが237件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は424件(類型別件数の合計の51.1%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが306件、役務委託等に係るものが118件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は406件(類型別件数の合計の48.9%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が229件(実体規定違反に係る類型別件数の合計の56.4%)、②下請代金の減額が96件(同23.6%)、③買い

たたきが47件（同11.6%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は287件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が157件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の54.7%）、②下請代金の減額が66件（同23.0%）、③買ったたたきが31件（同10.8%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は119件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が72件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の60.5%）、②下請代金の減額が30件（同25.2%）、③買ったたたきが16件（同13.4%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分	年度	手続規定違反			実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和4年度	全国	6,697	834	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	中国	375	49	424	2	229	96	3	47	0	2	18	9	0	0	406	830	
	製造委託等	全国	4,271	492	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		中国	271	35	306	2	157	66	3	31	0	2	18	8	0	0	287	593
	役務委託等	全国	2,426	342	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		中国	104	14	118	0	72	30	0	16	0	0	0	1	0	0	119	237
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011	
	中国	349	50	399	2	267	71	0	47	2	4	22	16	7	0	438	837	
	製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
		中国	241	28	269	2	157	51	0	28	2	4	22	12	6	0	284	553
	役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
		中国	108	22	130	0	110	20	0	19	0	0	0	4	1	0	154	284
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916	
	中国	356	66	422	0	244	68	1	61	3	5	30	13	5	0	430	852	
	製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
		中国	264	42	306	0	165	57	1	36	2	5	30	10	5	0	311	617
	役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
		中国	92	24	116	0	79	11	0	25	1	0	0	3	0	0	119	235

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和4年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者8名^(注)から、下請事業者150名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額7億3886万円の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者6名から、下請事業者89名に対し、7億3875万円の減額分が返還された（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	中国	6名	89名	7億3875万円
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	中国	2名	10名	12万円
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	中国	—	—	—

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者2名から、下請事業者61名に対し、11万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	中国	2名	61名	11万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	中国	3名	11名	77万円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	中国	3名	23名	25万円

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和4年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和4年度においては、中国支所では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から受講人数を絞った上で講習回数を増やし、6回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和4年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。令和4年度においては、中国支所では331件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和4年度における中国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は14名である。

令和4年度においては、8月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和4年度においては、中国支所では事業者団体等へ11回の出講を実施した。

令和4年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 運送業務を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者から役務の提供を受けているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
- ② 運搬機械の部品の製造等を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 自動車用部品等の製造を下請事業者へ委託しているC社は、「売上協力金」及び「清算金」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額から減じていた。
- ② 自動車用部品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、単価引下げの合意日前に発注したものについて引下げ後の単価を遡って適用し、新単価との差額に相当する額を差し引くことにより、下請代金の額から減じていた。
- ③ スポーツ用品部材等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請代金の支払方法を現金払に変更したにもかかわらず、「手形割引手数料」と称して、手形割引手数料相当額を差し引くことにより、下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- 自動車用部品等の製造を下請事業者へ委託しているF社は、多量の発注をすることを前提として下請代金の額を決定した上で、実際には少量の発注しか行わなかったにもかかわらず、一部取引について、一方的に単価を見直さず据え置いていた。